

報告第12号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について、次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年11月24日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | ピウカ川親水公園整備工事                              |
| 2 | 工 事 場 所 | 芽室町 緑町東                                   |
| 3 | 契 約 金 額 | 変更前 62,150,000円<br>変更後 63,261,000円        |
| 4 | 契約の相手方  | 芽室町西1条5丁目26番地<br>村上建設株式会社<br>代表取締役 村上 哲也  |
| 5 | 工 期     | 自 令和4年 6月 6日<br>至 令和4年12月20日              |
| 6 | 工 事 概 要 | 公園造成工事一式、遊具設置工事一式                         |
| 7 | 変 更 内 容 | 敷地表土の撤去量等の数量確定による追加及び污水管を接続する既設マンホール改修の追加 |

令和4年11月1日 専決処分

説 明

ピウカ川親水公園整備工事について、工事請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。